

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に基づく
人材活用等に関する方針

令和3年4月
独立行政法人環境再生保全機構

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第24条第1項の規定に基づき、人材活用等に関する方針を次のとおり定める。

1. 基本方針

独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）は、環境政策に貢献することを目的として、気候変動問題への対応、循環型社会の実現、自然環境との共生、環境リスク管理等による安全の確保など、環境分野のほぼ全領域にわたる研究開発を実施する競争的研究費（環境研究総合推進費）の配分を行う機関であり、大学、国立研究開発法人、その他の研究機関の能力を活用し、持続可能な社会構築のための環境政策の推進にとって不可欠な科学的知見の集積、技術開発やその社会実装の支援等を行うものである。

機構の人材活用等に関する基本方針は、次のとおりとする。

- ・ 機構は、環境研究総合推進費の配分等を通じて、研究者、研究者とともに科学技術イノベーションを担う多様な人材、次世代の科学技術を担う人材等の育成・活躍促進に積極的に関わり、我が国の研究力向上、研究開発成果の最大化に貢献する。
- ・ 機構は、科学技術イノベーションを担う多様な人材として、機構職員の資質の向上に積極的に関わり、研究マネジメント能力の強化を図る。

2. 機構の事業を通じた科学技術イノベーションを生み出す人材の育成・活躍促進

(1) 研究開発等の推進における若手研究者等の能力の活用に関する事項

- 若手研究者の活躍に向けて、若手研究者を対象とした研究区分枠を設けて募

集・採択し、若手研究者の研究を積極的に推進する。

- 若手研究者に対して、研究計画の作成や研究マネジメント等について、プログラム・オフィサーが助言・指導するなど若手研究者育成の支援を行う。
- 環境研究総合推進費で雇用された若手研究者が、一定の範囲内において自発的な研究活動を行うことを可能とし、若手研究者の研究活動の支援を行う。
- 研究者の国際的な活躍促進等に向け、ホームページなどで英語による情報発信を行う。

(2) 研究開発等の促進のための基盤の強化のうち、人材活用に係るものに関する事項

- 研究業績により当該分野において優れた研究者として認められる者を研究リーダーに採用し、戦略的な研究開発を推進する。
- 大規模、中規模のプロジェクトをはじめとして、複数の研究機関等の研究者の参画を認め、ネットワークの形成による高度な研究開発を推進する。
- 女性研究者等の活躍促進に向けて、研究におけるライフイベントに配慮した取組を図る。

3. 機構職員の人材育成・活用等に対する取組

機構が推進する施策を円滑にかつ効率的・効果的に実施し、その成果を最大化するためには、機構職員の果たす役割が重要であるため、以下の取組を行う。

- 機構職員が、各研究課題の研究代表者が主催する研究進捗会議に出席することや、研修を受講することなどにより、専門知識の習得及び意識向上を図る。
- 国や他の競争的研究費の配分機関との人事交流等により、質の高い人材の確保・育成を図り、機構職員の意識や能力に応じた適切な人員配置を行う。
- 機構の組織全体の研究マネジメント能力を向上させるため、研究開発マネジメントに係る経験的知識の機構内での共有を推進する。